

令和8年度

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は4号の規定に基づく随意契約(特定随意契約)の内容の公表

4. 母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※網掛け部分が、今回更新した公表内容です。

番号	発注見通し				契約締結前公表				契約締結後公表				
	契約の名称及び概要	契約予定年月	随意契約を行う理由	発注課		契約の概要		契約の相手方の選定基準及び決定方法	見積参加申込書提出期限	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額	契約の相手方とした理由
						仕様概要	履行期間又は履行期限						
1	青森市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託	R8.3月	母子・父子福祉団体等から役務を調達することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため。	課名 子育て支援課	担当者 松本	ひとり親家庭等が日常生活を営むのに一時的な支障が生じている場合に、その生活の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣して、生活援助及び保育サービスを提供する。	R8.4.1 ~R9.3.31	一者随意契約  地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する母子・父子福祉団体で、所在地が青森市内にあること。	-	R8.3.24	公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階	2,120,287円	選定基準に該当する団体で、かつ予定価格の制限の範囲内で契約の申込みがあったため。